

DX 推進モデル企業の創出に向けた伴走型支援にかかる伴走先企業公募及び選定要領

この「要領」は本市が行う、DX推進モデル企業の創出に向けた伴走型支援業務（以下）の対象となる伴走先企業の公募及び選定にかかる基準等を定めるものである。

1. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

① DX

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

② リスキリング

現在の事業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること

③ DX推進モデル企業の創出に向けた伴走型支援業務

リスキリングにかかる専門家を派遣し、伴走先企業と連携してリスキリングを推進し、DXを活用した課題解決と、リスキリングの成功モデルとして発信可能な市内企業の創出する本市の支援業務

2. 公募

- (1) 伴走先企業は、公募の上、審査により決定する。
- (2) 公募は本市のホームページにて募集を行う。
- (3) 公募期間は概ね2週間とし、本市のホームページに掲載する。
- (4) 応募は、公募期間中に本市のホームページに掲載する方法により応募書類（様式1）及び添付資料を提出するものとする。
- (5) 市長は公募期間中に提出のあった応募書類を確認し、不備がない場合は受理し応募企業として審査の対象とする。

3. 審査

- (1) 市長は、提出された応募書類について、公募期間終了の日から起算して1か月以内に以下の各号に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

- ① 応募企業のリスキリングに対する正しい理解と組織体制
 - ・応募企業がリスキリングの必要性を理解していること **(必須)**
 - ・応募企業がリスキリングには一定の業務時間を充てる必要があることを理解していること
 - ・応募企業がリスキリングにより改善したい課題の方向性を示していること
 - ・応募企業が社員のリスキリングに対する理解の増進及びリスキリングに取り組む意義や目的の社員への浸透を図っていること
 - ・応募企業が、社員が就業時間内にリスキリングに充てられる時間を労働時間として確保できる勤務体制や環境を整えられること **(必須)**

- ② 抱える課題の明度
 - ・抱える課題が具体的なものであること
 - ・抱える課題の現実的な解決方法が現時点で明らかでないこと
(多額の設備投資を伴うなどの解決方法は現実的なものではないものとして扱う)
 - ・抱える課題の原因が専ら法令・資本関係・宗教・文化・慣習その他の経営外の要因によるなどDXによる解決にそぐわないものでないこと **(必須)**

- ③ 課題の解決による企業収益等の改善効果 (期待値)
 - ・リスキリングの取り組みにより、「売上増加」「コスト削減」「企業イメージの改善」「労働力の確保」「収益性の改善」「賃金の加増」に著しい効果が見込め、企業価値の向上が期待できること
 - ・上記の効果は、市が委託する「DX推進モデル企業の創出に向けた伴走型支援」業務受託者（専門家）が具体的に想定又は予測できるものであること
 - ・解決の手法にDXによるプロセスを組み入れることが最良と判断されるものとし、アナログ手法のみの解決が最良と判断されるものは対象としないこと **(必須)**

- ④ 成功モデルとしての周知効果
 - ・リスキリングの成果として改善された事業について対外的に発信することが、企業付加価値の向上に一定の効果が見込まれる内容であること **(必須)**
 - ・伴走先企業の顧客、取引先、求職者等が享受できるリスキリングにより生じるメリットについて、分かりやすく対象に訴求できることが見込まれる内容であること

- ⑤ 市内各業界等への波及効果
 - ・成功事例について自ら可能な限り情報を発信し、率先して周知、広報に協力する姿勢があること **(必須)**

- (2) (1)のうち、専門家の意見に基づき市長が必須要件を満たさないと判断した場合には審査の対象から外すこととする。
- (3) 応募書類に疑義がある場合は、市は応募企業に対して文書（電子的方法を含む。以下同じ。）で質問することができる。
- (4) 上記(3)に基づく質問に対して、応募企業は文書到達の日から5日以内に文書で回答するものとし、回答がない場合は応募を取り下げたものとみなす。回答が郵送の場合は消印日有効とする。
- (5) 応募内容について、専門家の意見に基づき市長が必要と認めた場合は、応募企業に対してヒアリングを実施する。
- (6) 上記(5)のヒアリングの要請に対して、応募企業は協力するものとし、市長の指定する期限内に対応できない場合は、応募を取り下げたものとみなす。

4. 伴走先企業の決定

- (1) 「3. 審査」による審査の結果により、評点の高い順に伴走先企業を決定する。
- (2) 伴走先企業の数に2社を上限とする。
- (3) 市長は伴走先企業を決定したのち、速やかに応募企業に結果を通知するものとする。但し、評点、順位等の審査結果の詳細については通知しないものとする。

5. 応募情報の取り扱い

本市は、応募企業からの応募書類その他の提出物等により知り得た情報は、厳正な管理をもって取り扱うこととし、「DX推進モデル企業の創出に向けた伴走型支援」業務の実施にかかる目的にのみ使用できるものとする。

但し、事前に応募企業の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(様式1)

伴走先企業応募申請様式

提出日令和 年 月 日

企業名	
所在地住所	〒 - 石川県加賀市
代表者名	
申請者役職・氏名	役職： 氏名：
連絡先	電話番号： メールアドレス： @
業種・事業内容	
自社サイト URL	
設立年月日	
資本金	万円
従業員数	人
直近期売上高	百万円
従業員のリスクリ ングにより解決し たい課題 (具体的に記載)	
上記課題の要因	

社内におけるリスクリングの目的 (経営陣の思い)	
課題を抱える担当部署におけるリスクリングの目的 (管理職の思い)	
従業員のリスクリングに対する考え (いずれかに○)	経営陣の考えは、(十分浸透 ・ 一部浸透 ・ ごく一部が理解 ・ 不浸透) の状態
伴走支援後に期待する成果	
上記の効果が及ぼす社外(顧客・取引先・求職者等)のメリット	
リスクリングのために充当する予定の時間数	該当社員1人当たり _____時間 × _____人 / 1か月
発信可能 (どちらかに○)	今回取り組む改善の内容は、対外的に発信できる内容であること (はい ・ いいえ)
波及の協力姿勢 (どちらかに○)	選定された場合、発信・波及に協力すること (はい ・ いいえ)

(添付書類)

直近期の損益計算書及び貸借対照表

そのほか参考となる書類があれば併せて添付してください